



令和8年度

つくば市アフタースクール

入会案内

もくじ

アフタースクールの特徴 3~5

運営概要・ご利用案内

1_運営概要	6
2_利用区分	7
3_入室・退室方法	8
4_おやつ・お弁当	8
5_プログラム	8

利用申請について

1_区分1の利用申請	9~10
2_区分2の利用申請	11~15
3_区分の変更申請	15

留意事項 16

放課後を豊かにする 5つの活動

自由あそび

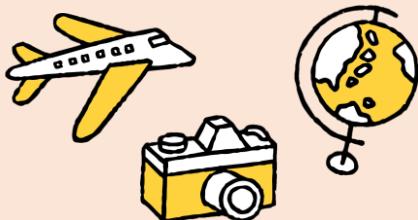
友達と過ごす楽しさいっぱい



学校の友達と、夢中になって好きなことをして遊びます！
外遊び、工作、ボードゲーム、おしゃべり、など
多様な選択肢から、一人ひとりが自分らしく過ごせるような
環境づくり、大人の関わりを心がけています。

通常プログラム

子どもたちの「やってみたい！」を叶える



地域の方々やスタッフの得意をいかして、子どもたちの
「やってみたい！」を叶える体験活動を行います。
幅広い遊びや学びの体験が子どもたちの興味を広げ、
「好きなこと」を増やすきっかけにつながります。

習い事プログラム

継続することによって「得意」が見つかる習い事



※さくら小学校アフタースクールは、
下半期から実施予定

定期的に実施する習い事です。
子どもの得意や個性を伸ばし、
目標に向かって取り組むことを通じて、
成長を実感することができます。

イベント

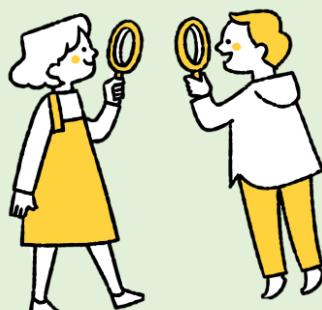
子どもたちの興味関心を広げる、特別な体験



夏祭り、クリスマス会、お楽しみ会など、
楽しいイベントも年間を通して盛りだくさん。
子どもたちのやりたいことを叶える企画も！

子どもたちがつくる場

子どもが「えらぶ・決める・つくる」を大事に



アフタースクールでどんなふうに過ごしたいか、子どもたち自身が
考え、みんなでアフタースクールをつくっていきます。
挑戦を応援する姿勢や、子どもが主体性を発揮できるような工夫
を心がけています。

アフタースクールでの過ごし方

学校登校日

※時間や内容は、ある日の1年生の例です。

14:30 入室

保護者にアプリで通知



15:00 自由に過ごす

友達と遊んだり、プログラムに参加したり、宿題をしたり、
過ごし方を自分で選び、思い思いに過ごします。
「自分でえらぶ、決める、つくる」を尊重し、主体性を育みます。

あそび



宿題



区分 1

区分 2

~17:00

お迎え

保護者にアプリで通知



17:00

おやつ



~19:00

お迎え

保護者にアプリで通知

学校休業日／長期休暇

※時間や内容は、ある日の例です

※土（毎月第2土曜日を除く）・日・祝日は閉室です。
※毎月第2土曜日（祝日を除く）は区分2のみ開室します。

8:00

※第2土曜日は8:30

区分2 入室

保護者にアプリで通知



9:00

区分1 入室

保護者にアプリで通知

自由遊び・プログラム

12:00

昼食



12:30

リラックスタイム 食休み/読書



13:00

自由に過ごす プログラム・イベント・自由遊び



~15:00

区分1 お迎え

保護者にアプリで通知

15:30

おやつ



16:00

自由遊び



~19:00

区分2 お迎え

保護者にアプリで通知

※第2土曜日は17:15



運営概要・ご利用案内

1.運営概要

対象

沼崎小学校、さくら小学校に就学する児童（1～6年生）

区分1：保護者の就労等の条件はありません。

区分2：保護者等が就労・介護等の理由により、放課後に保育を受けることが
できない児童（つくば市放課後児童クラブ入会要件を満たす児童）

開室日・時間

学校の授業がある
月～金（祝日を除く。）

区分1：下校後～17:00

区分2：下校後～19:00

長期休業日
創立記念日
学校の振替休業日
県民の日
(土日、祝日を除く。)

区分1：9:00～15:00

※区分1は、学校施設が使用可能な日に開室します。
開室日は別途おたよりなどでご連絡します。

区分2：8:00～19:00

※毎月第2土曜日（祝日を除く。）は、区分2のみ8:30～17:15
で開室します。

土曜日
(毎月第2土曜日を除く。)
日曜日
祝日
12月29日から
1月3日までの期間

区分1・区分2とも閉室

開室場所

つくば市立沼崎小学校、さくら小学校 学校施設

（沼崎小学校アフタースクールは児童クラブ棟も使用します。）

- 活動内容や人数に応じて、拠点となる部屋に加えて、体育館、校庭及び特別教室を利用します。

区分1：月額3,000円 ※別途、傷害保険料（年額700円程度）がかかります。

区分2：月額4,000円 ※別途、傷害保険料（年額700円程度）とおやつ代がかかります。

使用料

- 習い事プログラムに参加する場合は、別に料金がかかります。
- 区分1、区分2を問わず、同一世帯で2人目以降の児童は、月額使用料から2,000円を引いた額を徴収します。（15ページ参照）
- アフタースクールの開室日数が1か月のうち12日未満である場合は、使用料を徴収しません。
(区分1において長期休業中に学校施設が利用できない場合など)

2. 利用区分

区分1と区分2の2種類の利用方法があります。

区分2は、つくば市放課後児童クラブと同様の入会要件があります。

	区分1	区分2
対象	対象小学校に就学する1年生～6年生の児童	
利用要件	なし	保護者等が就労・介護等の理由により、放課後に保育を受けることができない児童 (つくば市放課後児童クラブ入会要件を満たす児童)
利用時間 (平日)	下校～17:00 (学校行事で使用できない日等を除く。)	下校～19:00
利用時間 (学校休業日) ※土・日・祝日を除く	9:00～15:00 (学校行事で使用できない日等を除く。)	8:00～19:00 毎月第2土曜日(祝日を除く)は、8:30～17:15
プログラム (体験活動)	○	○
おやつ	なし	あり ※使用料とは別に料金がかかります。
事前の出欠席管理	なし (入室後の退室管理は行います。)	あり
使用料	月額3,000円 ※別途傷害保険料(年額700円程度)	月額4,000円 ※別途傷害保険料(年額700円程度)とおやつ代

※同一世帯に区分1及び区分2の利用児童がいる場合の使用料について、詳しい事例はP16「留意事項」をご確認ください。

自由遊び

- ボードゲーム
- 工作
- 宿題
- 読書
- 外遊び
- スポーツ



通常プログラム

- 地域の方による講師プログラム
- スタッフの得意をいかした体験活動
- 児童自身の「やりたい!」から生まれる活動



習い事プログラム

- 令和7年度は沼崎小学
校アフタースクールで、英
語、サッカーを実施中!



※別途参加料
金が必要です。

3.入室・退室方法

入室

授業終了後、アフタースクールに入室します。

ご利用の日は必ず、アフタースクールを利用する旨とお迎えの時間を、児童と事前にご確認ください。
入室時に、保護者に入退室管理システムから通知されます。

ご注意

いつでも誰でも来られる、というアフタースクールの良さを活かすため、区分1の児童については、原則、事前の出欠管理を行いません。

その日、アフタースクールを利用するかどうか、お迎えは何時か、児童自身が理解できるよう、
ご家庭で児童と一緒にご確認をお願いします。

また、下校の際、アフタースクールを利用するかしないかわからなくなってしまった児童については、アフタースクールから、保護者にご連絡します。その際は、保護者のお迎えをお願いすることになりますので、ご了承ください。

退室

区分1 平日は17:00まで、長期休業日等は15:00までに各アフタースクールの指定の場所にお迎えをお願いします。

区分2 19:00までに各アフタースクールの指定の場所にお迎えをお願いします。

4. おやつ・お弁当

おやつ 区分2の児童には、おやつを提供します。（区分1の児童にはおやつの提供はありません。）※使用料とは別に料金がかかります

食物アレルギーをお持ちの場合、保護者と相談の上、おやつの持参をお願いする場合があります。

お弁当 長期休業日等に、昼食を挟んで利用される際は、お弁当を持参してください。
お弁当の注文が可能な場合もあります。

5. プログラム

アフタースクールには、自由遊びの他に、通常プログラムと習い事プログラムの2種類の体験活動があります。

通常プログラム

様々なスキルを持った地域の方や、スタッフの得意分野を活かしたプログラムを実施。幅広い体験や活動の機会をつくります。

頻度：通常プログラム全体で週3回以上

事前申込：不要
(プログラムによっては要)

無料
(材料費負担が必要なプログラムもあり)

習い事プログラム

(さくら小学校アフタースクールは下半期～)

専門の講師の方に来ていただき、
継続的なプログラムを実施。
やりたいことに継続的に取り組み、
深めていきます。

頻度：プログラム毎に月2回～4回

事前申込：要

有料

利用申請について

1. 区分1の利用申請

対象

対象小学校に就学する児童（1～6年生）

※保護者の就労等の条件はありません。アフタースクール利用申請の手続きをしていただければ、利用可能です。

※区分2の利用児童は、別途区分1の利用申請をする必要はありません。

申請期間

令和8年4月入会一斉申請：令和8年1月26日（月）から

令和8年3月6日（金）まで

- ・利用を希望する方は毎年申請する必要があります。令和7年度中に沼崎小学校アフタースクール区分1を利用している方でも、継続して利用を希望する場合は、改めて申請してください。
- ・新たに開設するさくら小学校アフタースクールは、受入れ体制を整えるため、区分1の利用開始日を令和8年4月13日（月）からとさせていただきます。4ヶ月の使用料は通常通り3,000円を徴収しますので、ご了承ください（使用料の日割りはいたしません。）。
- ・沼崎小学校アフタースクール区分1は、4月1日から利用できます。
- ・5月以降の利用は、**利用開始希望月の前月15日までに**利用申請を行ってください。**利用開始日は、毎月1日となります。**原則、月途中の利用開始日は申請できませんので、ご了承ください。

手
續
方
法

利用申請

- ・システムのメンテナンス等により、利用できない時間が発生する場合があります。
- ・特別な事情により電子申請が困難な場合は、こども部こども育成課までお問合せください。



つくば市ホームページ

利用許可

- 記載内容確認後、利用許可書を発送します。
令和8年4月から利用分の申請については、令和8年2月下旬から順次発送します。

利用辞退
(退会)、
申請事項の
変更、申請
取下げ

- アフタースクール区分1を退会する場合は、退会希望日当日までに、つくば市公式ウェブサイト内「令和8年度つくば市アフタースクール入会申請(沼崎小学校、さくら小学校対象)」の「アフタースクール利用辞退(退会)」からお手続きください。
退会申請までに当月の開室日数が12日以上の場合は、使用料がかかりますのでご注意ください。
- 申請内容（児童又は保護者の氏名、住所、連絡先等）に変更が生じたときは、つくば市公式ウェブサイト内「令和8年度つくば市アフタースクール入会申請(沼崎小学校、さくら小学校対象)」の「アフタースクール申請事項の変更（利用の区分変更を除く）」から速やかにお手続きください。
- 利用申請後、利用許可書が発行されるまでに申請を取り下げる場合は、つくば市公式ウェブサイト内「令和8年度つくば市アフタースクール入会申請(沼崎小学校、さくら小学校対象)」の「アフタースクール利用申請取下げ」から速やかにお手続きください。

使用料の減免

使用料に日割りはありません。出席日数が少ない場合でも、月額のお支払いとなります。

項目	要件	減免額	申請方法
免除	生活保護受給世帯	全額	「アフタースクール事業使用料減免申請書」を提出（毎年度申請が必要です。）
	市民税所得割非課税世帯		
	月の途中で入退会した場合、入退会した月の利用可能日数が12日未満		
減額	同一世帯で2人以上の利用	2人目 以降 2,000円減額	申請不要

2. 区分2の利用申請

申請期間

令和8年4月入会一斉申請：令和7年12月5日（金）から

令和8年1月16日（金）まで

- 利用を希望する方は毎年申請する必要があります。令和7年度中に沼崎小学校アフタースクール区分2を利用している方でも、継続して利用を希望する場合は、改めて申請してください。
- 令和8年4月から利用希望の場合は、この期間内に申請してください。区分2は4月1日（水）から利用できます。
- 5月以降の利用は、**利用希望月の前月10日までに**申請してください。なお、区分2は定員がありますので、年度途中から利用したい場合は、こども部こども育成課に定員の状況をお問合せのうえ、申請をお願いします。
- 利用許可は先着順ではありません。
- 必要書類が不足している場合、原則、審査の対象とできません。申請前に不足書類や記入漏れ、間違い等がないかご確認いただき、余裕をもって申請していただきますようお願いします。

利用を希望される児童は、1及び2の条件を満たす必要があります。

1 対象小学校に就学する児童

2 保護者等が下表のいずれかの事由に該当し、学校の放課後の時間帯に保育を受けることができない児童

申請要件

事由	内容	必要書類 (保育に当たれないことの証明書)
就労 ※1	被雇用者である	<input type="checkbox"/> 「就労証明書」 ※申請日から3か月以内に発行のもの ※就労先事業者等に作成を依頼してください。 ※変則就労（シフト制、裁量勤務制）の場合、 <u>シフト表等の添付が必須です</u> （複数月のシフト表等の添付があった場合は、平均値を算出して審査します。）。
	自営業従事者である (個人事業主)	<input type="checkbox"/> 「就労証明書」 ※申請日から3か月以内に発行のもの ※自営業主が作成してください。 ※専従者の場合、「自営業専従者」にレ点を記入。 ※変則就労（シフト制、裁量勤務制）の場合、 <u>シフト表等の添付が必須です</u> （複数月のシフト表等の添付があった場合は、平均値を算出して審査します。）。 加えて以下いずれか1点（最新のもの） <input type="checkbox"/> 「開業届の写し」 <input type="checkbox"/> 「確定申告書（第一表、第二表）の写し」 <input type="checkbox"/> 「市民税・県民税申告書の写し」
出産 ※2	産前産後休暇期間に あたる	<input type="checkbox"/> 「母子健康手帳の写し」 (保護者氏名及び出産予定日が記載されたページ)
病気・障害 ※3	病気又は精神若しく は身体に障害がある	以下のいずれか1点 <input type="checkbox"/> 「診断書（本人）」 ※申請日から3か月以内に発行のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書等の写し
疾病者の 介助 ※3	長期にわたり病人、 心身障害者等の介護 をしている	<input type="checkbox"/> 「看護等状況申告書」 加えて以下いずれか1点 <input type="checkbox"/> 「診断書（介護）」 ※申請日から3か月以内に発行のもの <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し
就学 ※1	国公立又は学校法人 の運営する学校、専 門学校、職業訓練校 等への通学者	以下の2点（どちらもご提出ください。） <input type="checkbox"/> 「在学証明書」 ※申請日から3か月以内に発行のもの <input type="checkbox"/> 「カリキュラム」

- ※1 以下のア及びイを満たす必要があります。
- ア 開室日の就労（就学）時間が、放課後の時間帯を含み月48時間以上（1日あたり4時間以上の就労（就学）を月12日以上していることが必須）である。
- イ アフタースクール利用日においては、アフタースクール開室中に1時間以上就労（就学）または通勤（通学）している。
- ※2 産前6週（多胎妊娠は産前14週）から産後8週経過日の翌日が属する月の末日までのお預かりとなります（父・母間わず育児休暇期間中はアフタースクール区分2を利用できません。）。なお、産後休暇期間終了後も継続して利用を希望する場合は、改めて利用申請をする必要があります。
- （例）令和8年8月21日が予定日の場合、利用期間は産前6週の日である7月10日から産後8週経過日の翌日（10月17日）が属する月の末日である10月31日までです。
- ※3 証明書の期間内での利用許可となります。介護や入院等が長引く場合は、利用許可期間内に申請書類一式と新しい期間が記載された証明書の再提出が必要です。

区分2には定員があるため、定員を超えたときは、利用できない場合があります。
あらかじめご了承ください。

アフタースクール名	定員数
沼崎小学校アフタースクール区分2	94名
さくら小学校アフタースクール区分2	123名

～留意事項～

- ・必要書類が不足している場合、原則、審査の対象とすることができません。申請期間内に不足書類の提出が間に合わない場合は、こども部こども育成課までご相談ください。
また、不足事項があった場合、再提出をお願いする可能性があります。
- ・「保育に当たれないことの証明書」及び「該当する申請者のみ提出する書類」（次ページ参照）は、添付による提出となります。あらかじめ電子ファイルをご用意いただきながら、電子申請を開始してください。
なお、電子ファイルは鮮明なものをご用意ください。必要事項の確認ができない場合、再提出をお願いさせていただきます。不備等があった際にメールで通知することがありますので、必ずメールのご確認をお願いします。
- ・アフタースクールの利用申請を行う児童の弟妹が保育所の入所申請を行うため、すでに各種証明書を取得し、証明書のコピーや電子ファイル（PDFやJPEG形式等）をお持ちの場合は、一斉申請期間に限り、令和7年8月1日以降の証明日を有効とします。

●全ての申請者が提出する書類

保育に当たれないことの証明書（前ページ参照）

- ※児童の父母と、同一敷地内に住む65歳未満（令和8年4月1日現在）の祖父母が証明対象となります。対象者それぞれについて証明書類が必要です。
- ※証明書は、申請日から3か月以内の証明日のものをご用意ください。ただし、一斉申請期間に限り、令和7年8月1日以降の証明日を有効とします。

●該当する申請者のみ提出する書類

下表の状況に該当する場合、「保育に当たれないことの証明書」と併せてご提出ください。

■：審査時加算対象となる書類

□：審査時加算対象とはならないが、状況確認のために必要な書類

必要書類

保護者等の状況	必要書類（いずれも写し可）
茨城県外で単身赴任	以下のいずれか 1 点（名前と居住地が記載されていないものは無効） <input checked="" type="checkbox"/> ■公共料金の請求書 ※申請日から 3か月以内に発行のもの <input checked="" type="checkbox"/> ■賃貸契約書
生活保護受給世帯	<input checked="" type="checkbox"/> ■生活保護受給者証
ひとり親世帯	以下の 2 点（どちらもご提出ください。） <input checked="" type="checkbox"/> ■住民票 ※申請日から 3か月以内に発行のもの （世帯全員分必要、省略事項なし、マイナンバーの記載不要） <input checked="" type="checkbox"/> ■「児童扶養手当」、「つくば市ひとり親家庭等児童福祉金」又は 「ひとり親マル福受給者証」の各種証書及び通知書のうちいずれか 1 点
離婚はしていないが、別居中かつ離婚調停中	以下のいずれか 1 点 <input checked="" type="checkbox"/> ■協議離婚申入れに係る内容証明郵便の謄本 <input checked="" type="checkbox"/> ■調停期日呼出状 <input checked="" type="checkbox"/> ■家庭裁判所における事件係属証明書 <input checked="" type="checkbox"/> ■調停不成立証明書等 ※提出がない場合、ひとり親加算の適用外となります。
利用申請児童の保育時に介助や特別な配慮が必要	以下のいずれか 1 点 <input checked="" type="checkbox"/> ■障害・療育手帳 <input checked="" type="checkbox"/> ■医師の診断書 ※加配職員の配置等、保育時の参考とさせていただきます。 <input type="checkbox"/> □学校長の意見書 （必要に応じてこども部こども育成課で様式を配布） <input type="checkbox"/> □発達検査の検査結果 ※その他、児童の特性に配慮すべき点がある場合や児童の心身にご不安がある場合、電子申請の「児童情報」内の「その他」にご記入いただくとともに、こども部こども育成課にお気軽にご相談ください。
指定学校を変更する (学区外就学・区域外就学)	<input type="checkbox"/> □つくば市教育委員会が発行する「指定学校変更通知書」 ※学区外・区域外の申請時期の都合で、利用申請期間内に通知書の発行が間に合わない場合には、通知書を受取り次第速やかにこども部こども育成課にご提出ください。なお、指定学校の変更が認められなかった場合、アフタースクールの利用が認められません。再度該当小学校・義務教育学校を確認の上、速やかに必要な手続きを行ってください。

手 続 方 法

申請方法

右下の二次元コード又はつくば市公式ウェブサイト内「令和8年度つくば市アフタースクール入会申請(沼崎小学校、さくら小学校対象)」の「アフタースクール区分2入会申請」から申請してください。**24時間申請可能**です。

- ・システムのメンテナンス等により、利用できない時間が発生する場合があります。
- ・特別な事情により電子申請が困難な場合は、こども部こども育成課までお問合せください。
- ・**令和8年4月から利用希望の場合は、令和7年12月5日（金）から令和8年1月16日（金）までに申請してください。**
- ・5月以降の利用も電子申請で受け付けます。

利用希望月の前月10日までに上記同様に申請してください。



つくば市ホームページ

審査手順

①「つくば市アフタースクール区分2入会審査基準表」により基準指数に調整指數を加減算し、合計指數を求めます。



入会審査基準表

②合計指數の高い児童から順に選考します。

③合計指數が同一の場合、設定された優先順位表での優先順位が高い児童から順に選考します。

④優先順位表でも順位が同一だった場合、抽選により選考します。

利用許可

①書類選考後、利用許可書にてお知らせします。（2月下旬予定）

- ・定員を超えた申請があり、書類選考の結果、利用できない場合は、利用保留通知書をお送りします。利用保留となった場合は、定員に空きが生じた際に、上記審査手順により改めて選考を行います。

②利用決定後に「利用者説明会」のご案内を予定しています。説明会ではアフタースクールでの生活等について、ご説明します。

・保護者の仕事の都合や病気等で**欠席**する場合は、必ずアフタースクールに連絡してください。また、病気等で学校を欠席した場合は、アフタースクールの利用を控えてください。

・申請内容（児童又は保護者の氏名、住所、連絡先、保育に当たれない事由、勤務先、勤務時間等）に変更が生じたときは、つくば市公式ウェブサイト内「令和8年度つくば市アフタースクール入会申請(沼崎小学校、さくら小学校対象)」の「アフタースクール申請事項の変更（利用の区分変更を除く）」から速やかに申請してください。

・アフタースクール区分2の退会をする場合は、**退会希望月の当月10日までに**、つくば市公式ウェブサイト内「令和8年度つくば市アフタースクール入会申請(沼崎小学校、さくら小学校対象)」の「アフタースクール利用辞退（退会）」からお手続きください。期日（退会希望月の当月10日）後に退会することが決まった場合は、こども部こども育成課にご連絡ください。

・父・母問わず**育児休暇期間中はアフタースクールの区分2を利用できません。**

利用期間中に育児休暇を取得する場合は、**退会の届出**を行ってください。

（退会をせずに、区分1への区分の変更申請を行うことは可能です。手続方法は次ページ参照）

・入会申請後、利用許可書が発行されるまでに申請を取り下げる場合は、つくば市公式ウェブサイト内「令和8年度つくば市アフタースクール入会申請(沼崎小学校、さくら小学校対象)」の「アフタースクール利用申請取下げ」から速やかにお手続きください。

欠席、申請事項の変更、退会、申請取下げ等

使用料に日割りはありません。出席日数が少ない場合でも、月額のお支払いとなります。

項目	要件	減免額	申請方法
免除	生活保護受給世帯	全額	「アフタースクール事業使用料減免申請書」を提出（毎年度申請が必要です。）
	市民税所得割非課税世帯		
	月の途中で入退会した場合、入退会した月の利用可能日数が12日未満		
減額	同一世帯で2人以上の利用	2人目 以降 2,000円減額	申請不要

3. 区分の変更申請

- 利用の区分を変更したい場合は、右下の二次元コード又はつくば市公式ウェブサイト内「令和8年度つくば市アフタースクール入会申請(沼崎小学校、さくら小学校対象)」の「アフタースクールの利用の区分の変更」から申請してください。
- 区分1から区分2に変更を希望する際は、「保育に当たれないことの証明書」等の提出が必要となります。11~13ページの申請要件及び必要書類を必ずご確認のうえ、申請をお願いします。



つくば市ホームページ

留意事項

利用許可の取消

次のような場合には、利用許可を取り消します。

- ① 対象小学校の児童でなくなった場合
- ② 区分2の利用児童において、利用要件から外れた場合
- ③ 偽りそのほか不正な手段により、利用許可を受けた場合
- ④ アフタースクール事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められた場合
- ⑤ 使用料を正当な理由なく、一定期間滞納した場合（納期限の日から90日間）

使用料の納入

使用料は、口座振替による納入をお願いします。

- ・振替手数料はつくば市が負担します。
- ・口座振替はインターネット（Web口座振替受付サービス）又は金融機関窓口でお申込みください。詳しくは入会決定後に予定している「利用者説明会」にてご案内させていただきます。
- ・振替口座の登録手続きをされない場合、各金融機関やコンビニ、市の窓口等でお支払いいただける納付書を発行し、アフタースクール経由でお渡しします。

区分異動や同一世帯の場合の使用料

●月途中で区分変更した場合

利用していた区分における開室日数によって、使用料は以下のとおりとなります。

- ・区分1の開室日数が12日以上の場合は3,000円（区分1の使用料）となります。
- ・区分2の開室日数が12日以上の場合は4,000円（区分2の使用料）となります。
- ・区分1及び区分2の開室日数がそれぞれ12日未満の場合は、それぞれの開室日数を合計し、12日以上であれば3,000円（区分1の使用料）となります。

●同一世帯に区分1及び2の利用児童がいる場合

同一世帯に、区分1及び区分2の利用児童がいる場合の使用料の取扱いは以下のとおりとなります。

- ・一人目が区分1、二人目が区分2 の場合
　一人目3,000円、二人目2,000円（世帯で5,000円）
- ・一人目が区分1、二人目が区分2、三人目が区分2 の場合
　一人目3,000円、二人目2,000円、三人目2,000円（世帯で7,000円）
- ・一人目が区分1、二人目が区分1、三人目が区分2 の場合
　一人目3,000円、二人目1,000円、三人目2,000円（世帯で6,000円）

●学級（学年）閉鎖について

感染症による学級（学年）閉鎖となっている学級（学年）に在籍している場合、当該期間中はアフタースクールを利用できません。

●急病等の処置について

アフタースクールでの活動中に、児童が急病等になった場合は、状況に応じて保護者にご連絡します。なお、緊急度によっては、救急車を要請する場合もあります。

●電子申請以外の申請書類の受付について

特別な事情により電子申請が困難で書面で申請する場合や、使用料の減免で必要な「アフタースクール事業使用料減免申請書」を提出する場合は、つくば市役所こども部こども育成課の窓口で受け付けます。

その他

お問い合わせ

つくば市こども部こども育成課未来育成係

メールアドレス : wef049@city.tsukuba.lg.jp

電話番号 : 029-883-1111 (内線1510)

住所 : 〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1